

資料 6

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する条例の制定について

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

子 育 て 支 援 課

【条例制定の趣旨】

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 1 2 日公布）」により、全てのこどもの成長を応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため全国の自治体で令和 8 年度から始まります。

事業を実施するためには、国が定める基準をもとに、市町村が条例で定めることとされていることから、「宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」を新たに定めるものです。

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施概要について

利用対象者	生後 6 カ月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども （保護者の就労要件は問いません）
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用
利用方法・予約方法	国の総合支援システムを活用
利用料金	保育所が直接徴収をすることを想定
実施場所	保育所、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等

2 条例で定める基準の類型

町が条例等で定める基準は、以下の 2 つに分類されます。

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 条例について

①宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

根拠法令等：児童福祉法第34条の16第2項

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年度内閣府令第1号）

※児童福祉法では「乳児等通園支援事業」という

②宮代町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

根拠法令等：子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年11月13日公布）

※子ども・子育て支援法では「特定乳児等通園支援事業」という

4 条例案の考え方

条例の制定においては、国の基準を準拠します。なお、宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例においては、独自の基準として「暴力団排除」に関する内容を加えます。

①宮代町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条として規定

項 目	内 容	町独自とする基準とする理由
暴力団の排除	乳児等支援事業者が宮代町暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める。	暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる保育環境を整備するため